

事件送致（付）の基準について

平成19年6月11日
例規（刑総・生総・交総・備総）第57号

最近改正 平成27年5月29日例規（保）第60号

この度、事件送致（付）の基準に関し、別添のとおり大阪地方検察庁検事正から指示があったので、所属職員に周知徹底されたい。

なお、「事件送致（付）の基準について」（平成3年12月20日例規（庶・防・備一・交総）第77号）は、平成19年6月11日限り廃止する。

別 添

大阪地検指示第3号

平成19年6月6日

大阪地方検察庁管内

司法警察職員 殿

大阪地方検察庁

検事正 佐藤 信昭

事件送致（付）基準の改定について

平成3年12月9日付当職指示第6号「事件送致（付）基準の改定について」の全部を別紙のとおり改定し、平成19年6月12日から実施する。

なお、平成3年12月9日付当職指示第6号「事件送致（付）基準の改定について」は平成19年6月11日をもって廃止する。

以上、刑事訴訟法第193条第1項により指示する。

別紙

事件送致（付）基準

第1 区検察庁に送致（付）する事件

次の各号に掲げる事件は、区検察庁に送致（付）するものとする。

1 刑法犯

- (1) 建造物等失火・自己所有非現住建造物等失火（第116条）
- (2) 過失建造物等浸害・過失建造物等以外浸害（第122条）
- (3) 住居侵入・不退去（第130条）
- (4) 公然わいせつ（第174条）（営利を目的としない事件に限る。）
- (5) 賭博（第185条）
- (6) 常習賭博（第186条第1項）
- (7) 富くじ授受（第187条第3項）
- (8) 変死者密葬（第192条）
- (9) 傷害（第204条）（凶器を使用していない事件で、傷害の程度が治療期間3週間未満＜被害者が2名以上の場合は、合算して3週間未満＞の事件に限る。）
- (10) 暴行（第208条）
- (11) 過失傷害（第209条）
- (12) 過失致死（第210条）
- (13) 業務上過失致傷・重過失致傷（第211条）（自動車等によるもので第一種特例書式を適用するものに限る。ただし、堺・岸和田支部管内においては第二種特例書式を適用するものを含む。）
- (14) 脅迫（第222条）
- (15) 侮辱（第231条）
- (16) 窃盗（第235条）
- (17) 横領（第252条）
- (18) 遺失物等横領（第254条）
- (19) 盗品等無償譲受け・盗品等運搬・盗品等保管・盗品等有償譲受け・盗品等処分あっせん（第256条）
- (20) 器物損壊（第261条）

2 特別法犯

- (1) 古物営業法違反及び質屋営業法違反
- (2) 過失運転致傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条の罪）（第一種特例書式を適用するものに限る。ただし、堺・岸和田支部管内においては第二種特例書式を適用するものも含む。）
- (3) 道路交通法・道路法・道路運送法・道路運送車両法・自動車損害賠償保障法・自動車の保管場所の確保等に関する法律及びその他交通関係法規の各違反
- (4) 海上運送法・船舶法・船舶安全法・船舶職員及び小型船舶操縦者法・港則法及びその他海上関係法規の各違反
- (5) 軽犯罪法違反
- (6) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反
- (7) 銃砲刀剣類所持等取締法違反（第31条の18第3号及び第35条の罪）
- (8) 消防法違反（第38条、第39条、第39条の2及び第39条の3の罪を除く。）
- (9) 森林法違反（第202条の罪を除く。）
- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反
- (11) 鉄道営業法違反（第36条第2項及び第38条の罪を除く。）
- (12) 電波法違反（第105条ないし第107条の罪を除く。）
- (13) 暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条違反（同種前科のある者及び常習者の事件を除く。）
- (14) 旅行業法違反
- (15) 狂犬病予防法違反
- (16) 未成年者喫煙禁止法違反
- (17) 未成年者飲酒禁止法違反

3 条例・規則違反

- (1) 大阪府及び同府下各地方公共団体の制定した条例違反
- (2) 大阪府及び同府下各地方公共団体の長の制定した規則違反
- (3) 他の都道府県及び市町村の条例・規則違反であって、その構成要件が上記(1)及び(2)と同一内容であるもの

4 上記1ないし3に掲げる事件のほか、罰金以下の刑に当たる罪の事件

5 前記1ないし4に記載した事件であっても、次に該当する事件は除く。

- (1) 特異又は重大な事件
- (2) 公務員及び弁護士が被疑者である事件（道路交通法違反、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反、前記第1、1、(13)及び前記第1、2、(2)に掲げる事件を除く。）
- (3) 外国人（通訳を要しない者を除く。）が被疑者である事件
- (4) 暴力団構成員（準構成員、元構成員を含む。）が被疑者である事件
- (5) 告訴・告発事件（親告罪の告訴事件を除く。）
- (6) 少年事件
- (7) 公安労働事件
- (8) 地方検察庁本庁又は支部に送致（付）すべき事件又は送致（付）した事件と関連する事件
- (9) 検察官が特に地方検察庁本庁又は支部に送致することを指示した事件

第2 地方検察庁本庁又は支部に送致（付）する事件

前記第1に掲記した事件以外の事件は、地方検察庁本庁又は支部に送致（付）するものとする（ただし、公安労働事件は、地方検察庁本庁に送致するものとする。）。

第3 留意事項

事件送致（付）に当たり、本基準の運用に疑義があるときは、送致（付）前に検察庁と打合せをするものとする。

